

重要事項説明書

当事業所は、介護保険の指定を受けています。

短期入所生活介護	(兵庫県指定	事業所番号	2872000761)
介護予防短期入所生活介護	(兵庫県指定	事業所番号	2872000761)

当事業所はご契約に対して、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次のとおり説明いたします。

1. 事業者

法人名	社会福祉法人 姫路文化福祉会
法人所在地	明石市二見町西二見1601-1
代表者	理事長 下林 五枝
設立年月日	平成12年 3月22日
電話番号	078-945-0701
FAX番号	078-945-0720
Eメール	kaigo@p-moon.or.jp

2. 事業所の概要

建物の構造	鉄筋コンクリート造 地上5階
建物の延べ床面積	3,946.85㎡
施設の周辺環境	明石市の西部で、すぐ播磨町に隣接する閑静な文教ゾーンの趣があり、交通も比較的便利

<事業所の説明>

施設の種類	短期入所生活介護	介護予防短期入所生活介護
指定年月日	平成12年11月15日	平成18年4月1日
指定事業者番号	2872000761	
施設の目的	介護保険法令に従い、ご契約者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営む事が出来るように支援することを目的として、ご契約者に対し、日常生活を営むため必要な居室及び共用施設等をご利用頂き、(介護予防)短期入所生活介護サービスの提供を行うこと。	
施設の名称	特別養護老人ホームペーパームーン	
施設の所在地	明石市二見町西二見1601-1	

交通機関	J R 土山駅下車 徒歩 20 分 山陽電車 西二見駅下車 徒歩 3 分	
電話番号	0 7 8 - 9 4 5 - 0 7 0 1	
F A X 番号	0 7 8 - 9 4 5 - 0 7 2 0	
管理者	下林 五枝	
運営方針	要介護者（要支援者）等の心身の状況及び希望、並びにその置かれている環境を踏まえ、可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営む事が出来るよう、機能訓練及び日常生活上の必要な援助を行うことにより、要介護者の社会的孤立の解消、心身の機能維持、並びに要介護者（要支援者）とその家族の身体的・精神的な負担の軽減を図る。	
開設（サービス開始）年月	平成 1 2 年 1 2 月 1 8 日	平成 1 8 年 4 月 1 日
通常の事業の実施地域	明石市 加古郡（播磨町、稲美町）	
営業日	年中無休	
営業時間	2 4 時間	
利用定員	1 0 名（介護予防含む）	

3. 職員の配置状況

当事業所では、（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

職 種	短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護		
	指定基準	配置	備考
管理者	1 名	1 名	兼務
生活相談員	1 名	1 名以上	
介護職員	4 名	2 0 名以上	特養兼務
看護職員	なし	1 名以上	機能訓練指導員兼務
機能訓練指導員	1 名	1 名以上	看護職員兼務
管理栄養士	1 名	1 名	特養兼務
調理員	相当数	8 名以上	特養兼務
医師	1 名	1 名（嘱託）	

職員は特別養護老人ホームの職員と兼務しています。

職員の配置については、指定基準を遵守しています。

<職員の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
管理者	勤務時間 9：00～18：00
生活相談員	勤務時間 9：00～18：00
介護職員	勤務時間 7：00～16：00（早出） 10：00～19：00（日勤） 12：00～21：00（遅出） 17：00～ 9：30（夜勤）
看護職員	勤務時間 8：30～17：30 9：30～18：30
機能訓練指導員	勤務時間 8：30～17：30 9：30～18：30
管理栄養士	勤務時間 9：00～18：00
調理員	勤務時間 6：30～15：30 9：30～18：30
医師	嘱託

<配置職員の職種>

管理者	施設運営上の責任者であり、各部署の指導監督を行っています。
生活相談員	日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行ないます。また施設でのサービス計画の作成をします。
介護職員	短期入所生活介護計画に基づき、生活面での積極性を向上させる観点から利用者の心身に応じた日常生活上の世話を適切に行います。
看護職員	健康管理や療養上の世話を主に行いますが、日常生活上の介護・介助も行います。
機能訓練指導員	短期入所生活介護計画に基づき、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、機能訓練を行います。
管理栄養士	栄養学に基づいた食事計画の作成、療養食の管理を行います。
調理員	献立に基づき調理を行います。
医師	健康管理及び療養上の指導を行います。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供しま

す。

また、提供するサービスについては、下記の2種類があります。

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常は9割）が介護保険から給付されます。

①食事	<ul style="list-style-type: none">・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。・ご契約者の自立支援のため、離床して食堂にてとっていただくことを原則にしています。・時間はおおむね朝食8時、昼食12時、夕食18時
②入浴	<ul style="list-style-type: none">・入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽（順送式）を使用して入浴することができます。
③排泄	<ul style="list-style-type: none">・介助が必要な利用者に対して、自立支援を踏まえ、トイレ誘導や排泄の介助、おむつ交換を行います。
④機能訓練	<ul style="list-style-type: none">・日常動作やレクリエーション等を通して動作訓練を実施します。
⑤健康管理	<ul style="list-style-type: none">・看護職員が健康管理を行います。
⑥その他自立への支援	<ul style="list-style-type: none">・寝たきり防止のため、出来るだけ離床に配慮します。・生活リズムを考え、朝夕の更衣を行って頂くよう配慮します。・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容を行って頂けるよう配慮します。
⑦自宅～施設間の送迎	<ul style="list-style-type: none">・ご契約者及びご家族の要望に従い、入退所当日の送迎に限り対応させていただきます。・ご利用頂いた際は、送迎に係る利用料金を別途加算させていただきます。・時間外の送迎は家族対応になります。 (通常の事業時間：月～土の09:00～18:00)

利用料金表

【別紙】の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険

給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。（サービス利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

- ☆ ご契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金をいったんお支払いいただきます。要支援または要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を発行します。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。
- ☆ ご契約者が介護保険料に未納がある場合には、自己負担額については【別紙】と異なる場合があります。

（２）介護保険の給付の対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります

①介護保険給付の支給限度額を超えてのサービス	介護保険給付の支給限度額を超えてのサービスを利用される場合は、前述のサービス利用料金表に定めた「サービス利用料金」の全額（自己負担ではありません）が必要となります。
②居室の滞在費	使用して頂く居室によって居室料が必要となります。
食費	召し上がられた食事によって食費が必要となります。 1食ごとに
③複写物の交付	ご契約者は、サービス提供についての記録その他の複写物を必要とする場合には、実費相当分をご負担いただきます。 1枚につき 10円
④通常の事業区域外への送迎	通常の事業実施区域外の地域にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所間の送迎費用として別途実費料金を頂きます。（通常の事業区域：明石市全域及び播磨町、稲美町） その場合、1キロメートルにつき50円を徴収させていただきます。又、時間外の送迎は家族対応になります。
⑤レクリエーション活動	ご契約者の希望によりレクリエーションに参加していただくことができます。 利用料金：材料代等の実費をいただきます。
⑥その他	【別紙】料金表参照

※経済状況の変化その他やむをえない事由がある場合、金額を変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払方法

前記(1)、(2)の料金・費用は1ヶ月毎に計算(月末締)のうえ、ご請求します。支払いは、所定の手続きによりご利用の翌月20日に郵便局口座より自動引き落としとなります。ただし、諸般の事情により貯金口座の自動引き落としが困難な場合はこの限りではありません。

(4) 利用中止、変更、追加

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用中止又は変更、もしくは新たなサービス利用を追加することができます。この場合には、サービス実施日の前日の17時までにご契約者に申し出てください。

○利用予定日の前日の17時までにご申し出がなく、17時以降もしくは当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

取消時間	取消料
前日17時までにご申し出があった場合	なし
前日17時以降にご申し出があった場合	当日ご利用料金の全額 (自己負担分)

○介護保険給付の対象となるサービスの取消料については、上記の区分に従い、自己負担額の全額となります。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により、ご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能な期間又は日時をご契約者に提示して協議します。

5. サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

契約期間満了の7日前までにご契約者から契約満了の申入れがない場合には、契約は更に6ヶ月間(要介護認定期間)同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了しま

す。

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定により、ご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の損傷等により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照ください）

（１）ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間中であっても、ご契約者から利用契約の全部または一部を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

但し、以下の場合には、即時に契約の全部又は一部を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②事業所の運営規定の変更に同意できない場合
- ③ご契約者が入院された場合（一部解約はできません）
- ④ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合（一部解約はできません）
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑦事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められた場合
- ⑧他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（２）事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間をさだめた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用サービス等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご契約者の行動が他の利用者もしくはサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼす恐れがある。あるいは、ご契約者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合ご契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の一部が解約または解除された場合

本契約の一部が解約または解除された場合には、当該サービスにかかる条項はその効力を失います。

(4) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

6. サービス提供における事業者の義務

当事業所は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、ご契約者の生命、身体、生活環境等の安全などに配慮するなど、契約書第11条、12条に規定される義務を負います。

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場所には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、非難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。ただしコピー代は有料となります。
- ⑤ご契約者にたいする身体的拘束その他行動の制限行為を行いません。ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむをえない場合に

は、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等の拘束をする場合があります。

- ⑥ご契約者へのサービスの提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑦事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって、知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。ただし、ご契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。又、ご契約者との契約終了に伴う援助を行う際には、ご契約者の同意を得ます。

7. サービス利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意

- 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者の自己負担により、原状に復していただくか、または、相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。

(2) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

8. 事故発生時の対応について

事故が発生した場合には、契約者やその家族に対し速やかに状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じ、記録します。また、必要に応じ市町村に報告します。

9. 損害賠償について

(1) 当事業所において、事業所の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況をくみとり、相当とみとめられる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

(2) 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- ①ご契約者（その家族も含む）が、契約締結に際し、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損

害が発生した場合

- ②ご契約者（その家族も含む）が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ③ご契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が生じた場合
- ④ご契約者が事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が生じた場合

10. 虐待の防止について

事業者は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 下林 五枝
-------------	-----------

- (2) 成年後見人制度の利用を支援しています。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

11. 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保について

男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組みます。

ハラスメントに関する責任者	管理者 下林 五枝
---------------	-----------

12. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等取り組みます。
(令和6年3月31日まで経過措置期間)

13. 業務継続計画(BCP)の策定等

感染症や非常事態の発生時において、業務を継続的に実施、再開するために計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じます。

(令和6年3月31日まで経過措置期間)

14. 苦情の受付について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した（介護予防）短期入所生活介護サービスに係る利用者及び家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。
- イ 利用者及び家族からの苦情に対して迅速かつ適切に対応し、調査、改善措置を行い利用者及び家族に説明するものとします。

(2) 苦情申立の窓口

- ア 事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受付けます。

特別養護老人ホームペーパームーン（ショートステイ）

○苦情受付担当者 生活相談員

○苦情解決責任者 管理者 下林 五枝

所在地 : 〒674-0094 明石市二見町西二見1601-1

電話 : (078) 945-0701

FAX : (078) 945-0720

受付時間 : 月曜日～金曜日 午前9時～18時

- イ 運営法人における苦情処理第三者委員による苦情の受け付け

○第三者委員

藤井 厚子 〒674-0092 明石市二見町東二見962-3

電話 : 078-943-2382

杉本 龍一 〒674-0094 明石市二見町西二見2014-3-715

電話 : 090-5054-7682

- ウ 当事業所以外に行政区の介護保険課・国民健康保険団体等でも苦情を受け付けています。

明石市高齢者総合支援室

所在地 : 明石市中崎1丁目5-1

電話 : (078) 918-5091

FAX : (078) 919-4060

受付時間 午前9時～17時 月～金

兵庫県国民健康保険団体連合会介護サービス苦情相談窓口
所在地：神戸市中央区三宮町1丁目9-1-1801
電話：(078) 332-5617
FAX：(078) 332-5650
受付時間：月曜日～金曜日 午前8時45分～17時15分

15. 第三者評価の実施状況

現在、第三者による評価は実施していません。

16. 非常災害対策について

非常災害に備え、災害対策に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携のための体制を整備し、年2回定期的に職員に周知するとともに、避難、救助等の訓練を行います。また、これらの訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるように努めています。

令和 年 月 日

短期入所生活介護サービス及び予防短期入所生活介護サービスの提供に際し、本書面に基つき本重要事項説明書に記載する重要事項の説明を行いました。

事業者 社会福祉法人姫路文化福祉会
特別養護老人ホームペーパームーン（ショートステイ）

説明者氏名 木村久恵 印

私は、本書面に基ついで事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅サービスの提供開始に同意しました。

契約者（利用者）

住所 _____

氏名 _____ 印

私は、契約者が事業者から重要事項の説明を受け、短期入所生活介護サービス及び予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が、契約者に代わって署名を代行します。

立会人（家族等）

住 所 _____

氏 名 _____ 印

（契約者との関係 _____ ）